

# NEWS RELEASE

オミクロン株による感染が非常に拡大してきました。感染対策をしっかりと行っていきたいですね。さて、プラザより住宅ローン減税等の延長、オンラインによる専門相談についてご紹介いたします。

## ○1. 住宅ローン減税等が延長されます！

中間層による良質な住宅の取得促進について、新型コロナで落ち込んだ経済の回復を図るとともに、環境性能等の優れた住宅の普及拡大を推進するため、**住宅ローン減税等が延長されます！**

### 【現行制度との変更点】

変更点	現行制度	新制度
制度の適用期間	2021年末	2025年末
控除率	1%	0.7%
減税期間(新築)	10年間	13年間
所得要件	3,000万円以下	2,000万円以下

詳細は国土交通省のHPをご覧ください。

国土交通省HPのURL：

[https://www.mlit.go.jp/report/press/house02\\_hh\\_000172.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/house02_hh_000172.html)

QRコードは  
こちらから👉



## ○2. オンラインによる専門相談をご活用ください！

現在、埼玉県全域に2月13日までまん延防止等重点措置が出されています。なるべく外出を控えるため、ご自宅にインターネット環境が整っている方は、ぜひ**オンラインによる専門相談**をご活用ください。

法律相談・リフォーム相談・マンション管理相談が対象です。

※オンラインによる専門相談は埼玉県住宅供給公社のHPからのみ受付しております。

URL：<http://www.saijk.or.jp/?p=15000>

詳細は  
こちらから👉



### よくある相談事例FAQ (公社HPより)

Q. 総会に出席する人が少ないので増やす為の方法を教えてください。

A. 管理組合としては、組合員が管理組合運営に関心を持ち総会での多くの組合員の出席で活発な意見交換が行なわれ、また白紙委任ではなく議決権行使が行なわれるよう工夫が必要です。例えば、多くの組合員が出席できるような適当な場所・時間の設定、開催日時の早期の決定、理事会議事録の配布・広報誌の発行等住民と管理組合との意思疎通を深める機会を工夫することなどがあります。

### 住まいに関するご相談は

●住まい相談プラザへ **お気軽にどうぞ**

【電話】

048-658-3017

【営業時間】

午前10時～午後6時30分

※年末年始(12/29～1/3)を除く



詳しくは